

議案第20号

小松島市立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例について

小松島市立幼稚園保育料条例（昭和29年小松島市条例第15号）の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例

小松島市立幼稚園保育料条例(昭和29年小松島市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 市長は当該年度に在園する者が次の各号のいずれかに該当する場合には、次に定める区分により保育料の減免をすることができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯に属する者 保育料の年額相当額
- (2) 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯に属する者 保育料の年額相当額
- (3) 当該年度に納付すべき市民税が均等割のみとなる世帯に属する者
 - ア 同一世帯に属する9歳未満の子(9歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者を含む。以下同じ)のうち第1子 年額20,000円
 - イ 同一世帯に属する9歳未満の子のうち第2子 年額60,000円
 - ウ 同一世帯に属する9歳未満の子のうち第3子以降 保育料の年額相当額
- (4) 前3号に該当しない世帯に属する者
 - ア 同一世帯に属する9歳未満の子のうち第2子 保育料の年額相当額の半額
 - イ 同一世帯に属する9歳未満の子のうち第3子以降 保育料の年額相当額

2 減免の実施に関し必要な事項は、小松島市教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。